

工事請負契約に関する前払金の使途拡大について

令和 7 年 4 月 契約課

前払金の早期支払いを通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図るため、令和 7 年度以降、国発注工事の前払金の使途拡大の特例が恒久化されましたので、本市においても国と同様に下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 対象となる前払金

対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成 28 年 4 月 1 日以降、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金とします。

2 使途拡大の内容

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）にも充てることができることとしていた特例を恒久化します。

なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とします。

※前払金の割合（請負金額の 4 割以内）に変更はありません。

現在の使途（主に直接工事費）

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却された割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

拡大分

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）

【現場管理費の例】

- ・現場労働者に係る法定福利費
- ・現場労働者の作業用具、作業用被服等の労働管理費及び安全訓練費
- ・現場事務所の光熱水費、通信費、交通費等

【一般管理費の例】

- ・当該工事現場を管轄する営業所の専任技術者、従業員の給料及び法定福利費
- ・当該工事現場を管轄する営業所における当該工事に係る通信費、事務費等の諸経費及び当該工事の施工に必要な機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

3 使途拡大の適用及び手続き

平成 28 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに旧約款で契約締結（令和 6 年度末契約締結のゼロ市工事等）し、契約期間が満了していないもので、前払金の使途拡大を希望される場合は、別紙により協議を請求してください。協議の上当該契約を変更することにより、使途拡大が適用となります。

請求先：苫小牧市財政部契約課担当

※前払金の使途の計上や前払保証事業会社からの払出手続きについては、前払保証事業会社にお問い合わせください。

（参考 1）工事請負契約書約款の一部変更について

工事契約書約款の第 31 条のただし書きを以下のとおり変更する。

「ただし、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。」

（参考 2） 苫小牧市建設工事の前払金及び中間前払金に関する要領の一部改正について

苫小牧市建設工事の前払金及び中間前払金に関する要領第 6 条に（参考 1）のただし書きを加える。

別紙

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

所在地

受注者 商号又は名称

代表者氏名

印

前払金の使途拡大に係る契約変更の協議について

標記について、苫小牧市工事請負契約約款第 54 条の規定に基づき、第 31 条の前払金の使用に係る規定の変更の協議を請求します。

工 事 名

契約締結日

※苫小牧市発注工事に関する前払金の使途拡大の取扱い

1 対象となる前払金

対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成 28 年 4 月 1 日以降、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金とする。

2 使途拡大の内容

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に拡大する。なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。